

各公共施設利用者の皆様へ

3月21日まで北海道に発令されていた新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためのまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い、仁木町が所有する公共施設で実施していた仁木町民限定としていた利用者の制限は3月22日より解除することといたしましたので、お知らせします。

なお、各施設とも引き続き再拡大防止特別対策へ向けて、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践していただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月22日

仁 木 町 長 佐 藤 聖 一 郎
仁木町教育委員会教育長 岩 井 秋 男

○ 仁木町民限定としていた施設

施設名	担当部署	電話番号
銀山生活改善センター	産業課農政係	32-2515
保健センター	ほけん課	32-2514
町民センター	教育委員会	32-3621
山村開発センター	教育委員会	32-3621
いきいき88、大江コミュニティセンター、然別生活館、銀山老人憩の家、緑会館、長沢会館、尾根内会館、砥の川会館	住民課	32-2513
観光管理センター（休館としていた施設） ※ふれあい遊トピア公園とフルーツパークにきは冬期間閉鎖しております。	産業課 商工観光振興係	32-3951